住宅施策

1. 住宅施策に関連する県計画の策定

本県では、県民の豊かな住生活の実現に向けた基本計画として「千葉県住生活基本計画」を策定しました。この計画は、社会経済情勢等の変化や国による新たな制度の創設等に対応するため、5年ごとに見直しを行うこととしており、令和4年度に3回目の見直しとなる「第4次千葉県住生活基本計画」を策定しました。

この「第4次千葉県住生活基本計画」をはじめ住宅政策に関する以下の計画を策定し施策の展開を推進しています。

(1) 第4次千葉県住生活基本計画

計画期間 令和3年度から令和12年度までの10年間。

社会経済情勢等の変化に対応するため、政策評価を行い、原則として5年ごとに見直し・変更を行います。

目的

この計画は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、これまでの住生活施策を引き継ぎつつ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、施策の目標及び推進すべき方向性等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

計画の位置づけ

この計画は、県の総合的な計画である「千葉県総合計画」や、「第2次千葉県地方創生総合戦略」等の住生活 に関連する諸計画を踏まえ、住生活基本法第17条第1項の規定により定める計画です。

また、併せて「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第5条及び「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第3条の2 に基づく計画として位置付けます。

理念

県民が真に豊かさを実感できる地域社会と住まいを実現するためには、住宅の質の向上に加え、住宅地の居住環境として、地域コミュニティや住生活関連サービスの充実を図ることが重要となります。これを持続的に守り育てていくためには、良質な住宅が循環する仕組みの構築を進め、住宅政策と福祉政策の一体的取り組みによるセーフティネット機能の充実や、地域における世代を超えた支え合いの実現を通じ、県民すべてが住宅を確保して安心して暮らせる社会を目指す必要があります。

千葉県の持つ様々な魅力を最大限活用するとともに、多様な個性が力を発揮できる社会を作ることで、すべての県民が豊かな地域社会と住まいを実現し、「千葉の未来」を創造していくことを計画の理念として、

「千葉の未来を切り開く! 豊かな住生活」

~ 社会の変化や多様化する価値観に対応した豊かな地域社会と住まいの実現~

を掲げています。

施策体系

この理念を実現するために、『総合的目標』及び施策の特性から「社会環境の変化からの視点」、「居住者・コミュニティからの視点」、「住宅ストック・産業からの視点」の3つの視点に分けて、6つの『分野別目標』を定め、施策を推進していくこととしています。

総合目標

この計画の総合目標として「県民の豊かな住生活の実現」を目指します。

6つの分野別目標

【社会環境の変化からの視点】

目標1「新しい日常に対応した住まい方の実現」

目標2「自然災害に備えた安全な住まいづくり」

【居住者・コミュニティからの視点】

目標3「若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり」

目標4「高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり」

目標5「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる地域社会づくり」

【住宅ストック・産業からの視点】

目標6「脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの形成と適切な維持管理」

第4次千葉県住生活基本計画の概要

【千葉県の住生活を取り巻く現状と課題】

- ・人口・世帯数が減少に転じる見込み(人口2020約628.5万人 2030約619.4万人,世帯数2020約267万 2025約269万 2030約267万)
- ・少子・高齢化がさらに進展(高齢者人口2020約168万人 2030約179万人、年少人口2020約76万人 2030約67万人)
- ・標準とされてきた「夫婦+子」は減少、「単独世帯」の増加など世帯のあり方が多様化(単独世帯2020約320千世帯 2030約371千世帯)
- ・住宅確保要配慮者の多様化、増加が想定(低額所得世帯、生活保護、ひとり親、外国人の増加:要配慮者の推計2020約41.9万人 2025約42.3万人)
- ・住宅ストック数は世帯数を上回り、空き家は増加傾向(空き家数 H25 約36万戸 H30 約38万戸、住宅ストック H30 約303万戸)
- ・マンションの高経年化に伴い適正な管理の重要性の高まり(築40年を経過したマンションの割合21.9%全国平均15.1%に比べ高い)
- ・コロナ禍でライフスタイルの変化に伴い、住まい方や働き方などに対するニーズが多様化
- ・頻発・激甚化する自然災害への脅威が高まっている(県内でも令和元年房総半島台風などで約10万棟の住宅被害)
- ・脱炭素社会の実現に向けて、住宅やまちづくりにおける省エネルギー化・再生エネルギー化の取り組みが求められる

念 理

千葉の未来を切り開く! 豊かな住生活

~ 社会の変化や多様化する価値観に対応した豊かな地域社会と住まいの実現~

重視するテーマ

- ○地域の魅力を生かした、多様なラ イフスタイルの実現
- ○自然災害に備え、安全に暮らし続 けることのできる地域づくり
- ○安定して住まいの確保が図られ、 安心して暮らし続けられる地域 社会づくり

脱炭素社会への転換を目指した 質の高い住宅ストックの構築

視点

社会環境の変化からの視点

目標

「県民の豊かな住生活の実現」

目標1

総合目標

新しい日常に対応した住まい方の実現

目標2

自然災害に備えた安全な住まいづくり

目標3

若年・子育て世帯が安心して暮らせる 地域社会づくり

目標4

高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり 【千葉県高齢者居住安定確保計画】

目標5

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる 地域社会づくり

【千葉県賃貸住宅供給促進計画】

県民

都市再生機構 住宅金融支援

県全域を対象とする施策の立案 施策を推進するための制度づくり 民間事業者 施策の推進のための体制の構築 関係主体間の連携構築支援 先導的なモデル事業の実施 情報の発信と普及・啓発 など

支援団体

市町村

視点」 ク・産業からの

居住者・コミュニティからの視点

目標6

脱炭素社会に向けた良質な住宅ストックの 形成と適切な維持管理

【住生活をめぐる近年の動向】

- ・長期優良住宅普及促進法改正(H28) 増改築を認定対象に追加
- ・高齢者住まい法改正(H28) サービス付き高齢者住宅の普及措置
- ・住宅セーフティネット法改正 (H29) 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度
- ・介護保険法改正(H29) 地域包括ケアシステムの強化
- ・宅建業法改正(H30) インスペクションの活用等
- ・建築物省エネ法改正(R2) 戸建て住宅の省エネ性能に関する説明の義務化
- ・マンション管理適正化法改正及びマンション建替円滑化法改正(R2) マンション管理適正化推進計画の策定

位置付け:「千葉県総合計画 ~新しい千葉の時代を切り開く~」や、「第2期千葉県地方創生総合戦略」などの住生活 関連に関連する諸計画を踏まえるとともに、「千葉県高齢者居住安定確保計画」、「千葉県賃貸住宅供給促進 計画」及び「千葉県マンション管理適正化推進計画」を施策体系に盛り込み、千葉県の総合的な住宅政策 の計画として策定する。

計画期間:令和3年度(2021年度)~令和12年度(2030年度)

施策の方向性

- (1) 多様なニーズに応じた柔軟な住まいの選択
- (2)新技術を活用した住生活の実現
- (1)住まいの防災・減災対策
- (2)災害時の住まいの応急対策と迅速な復旧・復興
- (1)子育てしやすい良質な住まいの確保
- (2) 若年・子育て世帯に対する住環境の整備
- (3)若年・子育て世帯が快適で安心して暮らせる 地域づくり
- (1) 良質な高齢者向けの住まいの確保
- (2) 高齢者の住まいを支える環境の整備
- (3)高齢者が住み続けられる地域づくり
- (1)住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の 供給促進
- (2)住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の確保
- (1)脱炭素社会に向けた住まいづくり
- (2)住宅の適切な維持管理とリフォームによる
- (2)質の向上
- (3)マンションの適正な管理 【千葉県マンション管理適正化推進計画】

(4)総合的かつ効果的な空き家等対策

地域別の方向性

東葛・湾岸ゾーン

性化による団地再生

- ・東京都心に隣接する特性を活かし、多様な住まい 方・働き方の実現、若年・子育て世帯の定住促進 ・増加、多様化する住宅確保要配慮者への支援の充実
- ・マンション管理の適正化や地域コミュニティの活
- 印旛ゾーン
- ニュータウンの都心への良好なアクセスや緑豊か で高質な住環境を活かし、若年層をはじめとする 幅広い世代の居住ニーズに対応
- 大規模住宅団地における脱炭素化の取り組み、歴史 的資源の活用と保全、良好な住環境づくり など

香取・東総ゾーン

- ・地域の特徴である「農」を活かした田園居住の促進
- 高齢者が住み続けられるような住まいの支援と生 涯活躍できる社会の実現
- ・省エネルギー設備の設置など、戸建住宅の性能向 上に向けたリフォーム促進 など

九十九里ゾーン

- ・豊かな自然と、都心を含む多方面への良好なアク セスなど、地域の魅力を活かした移住・定住、二 地域居住の促進
- 高齢者や若年層が住み続けられるコンパクトなま ちづくりの実現 など

南房総・外房ゾーン

- ・温暖な気候や豊かな自然を活かし、多様なライフスタイルを実現できる移住・定住、二地域居住の促進・高齢者が快適な生活を送れるような住環境の整備
- や頻発する台風など自然災害へ備えや多様な空き 家の活用 など

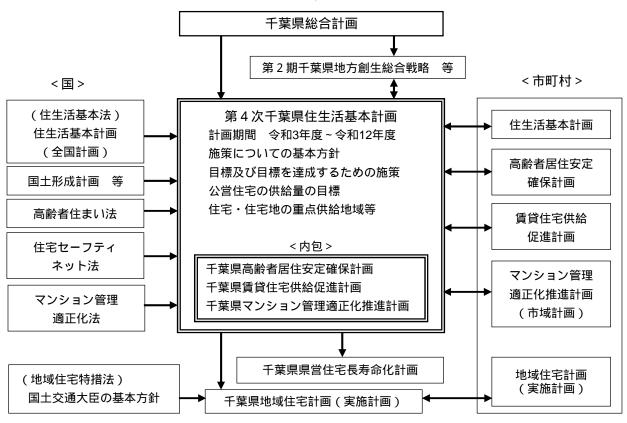
内房ゾーン

- アクアラインなど、高い交通利便性の優位性を活かした住宅の流通促進
- 若年・子育て世帯の流入促進と子育て支援による 定住の促進
- ・地域コミュニティの活性化による団地再生 など

効果的な 施策の展開

第4次千葉県住生活基本計画の位置付け

<県>



第4次千葉県住生活基本計画での成果指標一覧

	成果指標	現状	目標値
総合目標	住生活に関する満足度(たいへん満足、まあ満足しているの割合)	71.9% (R2)	増加を目指す
目標 1	移住・定住に係る県の情報発信サイトアクセス件数(年間)	63,500件(R1)	前年度以上の 件数
	住宅の耐震化率	92% (H30)	95% (R7)
目標 2	被災宅地危険度判定士の登録者数	判定士の登録者 数 1,859 人(R1)	計画策定時の水 準を維持(R7)
	急傾斜地崩壊危険箇所解消 (累計)	526箇所(R2)	増加を目指す
	地域子育て支援拠点の数	340箇所(R2)	362箇所 (R7)
目標3	公的賃貸住宅団地(100 戸以上)における地域拠点施設併設率	33% (R2)	おおむね4割 (R12)
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.6% (R2)	3.5% (R12)
目標4	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	38.8% (H30)	50% (R12)
	地域包括ケアシステムの認知度	29.5% (H31)	50% (R12)
	セーフティネット登録住宅の供給目標	34,126戸(R2)	56,000戸(R12)
目標 5	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率	26% (R2)	50% (R12)
	認定長期優良住宅のストック数	63,800戸(R2)	12万戸(R12)
- IT -	持ち家のリフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	5.8% (H30)	8% (R12)
目標 6	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している 町村部の分譲マンション管理組合の割合	16% (R2)	50% (R12)
	市町村数の取組みにより除却等がなされた管理不全空き家数	6,000物件(R2)	16,000物件(R12)
効果的な 施策の展開	市町村住生活基本計画策定市町村数	13 市(R2)	増加を目指す

(2) 千葉県の地域住宅計画

平成17年に制定された「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」は、地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するために、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして住宅政策を総合的に展開できるようにするための措置について定められた法律です。

この法律では、国が定めた公的賃貸住宅の整備等に関する基本的な方針に基づき、地方公共団体は、その地域の多様な需要に応じた公的賃貸住宅等についての整備目標や事業計画を内容とする「地域住宅計画」を定めることができるものとされました。さらに、国は、地域住宅計画に基づく事業等に要する経費について、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金の基幹事業の1つとして位置付け、住宅施策の包括的な支援が行われることとなりました。

千葉県では、令和3年4月に「千葉県地域住宅計画 第五期」を策定し、社会資本整備総合交付金を活用しながら住宅施策を総合的に推進しています。

千葉県地域住宅計画(五期)(令和3年4月)

計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

計画の目標 公営住宅の整備や民間賃貸住宅の活用を行うなど住宅セーフティネットの確保を図るとともに、千葉県住生活基本計画に掲げた「県民の豊かな住生活の実現」を目指す。

主な成果指標

- ア 住生活に関する満足度 令和3年度従前値72% 令和7年度目標増加
- イ 既存県営住宅の更新(昭和50年以降建設住戸数/県営住宅の戸数) 令和3年度従前値98% 令和7年度目標値100%
- ウ 既存県営住宅の高齢化対応改善実施率(共用階段への手摺設置率) 令和3年度従前値 13市町村 令和3年度目標 増加
- 工 市町村住生活基本計画策定市町村数 令和3年度従前値 31市町村 令和7年度目標 増加
- オ 空き家等対策計画策定市町村数 令和3年度従前値 31市町村 令和7年度目標 増加

参考 第五期千葉県地域住宅計画の作成主体

千葉県地域住宅計画は、県及び17市町(佐倉市、袖ケ浦市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、酒々井町、 栄町、多古町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、及び鋸南町)とで共同作成 し策定しています。

(3) 県営住宅長寿命化計画

本県では、昭和40年代から50年代前半にかけて大量供給された県営住宅ストックが、今後一斉に更新時期を 迎えるため、厳しい財政状況の中、効率的かつ円滑な更新を行うことが課題となっています。

このため、予防保全的な維持管理を図り、長寿命化による更新コストの削減や事業量の平準化を目的として、 平成24年度に「千葉県県営住宅長寿命化計画」を策定し、県営住宅の計画的な活用・維持管理に努めてきまし た。

しかしながら、今後は本県においても、人口・世帯数の減少が予測されるほか、いわゆる住宅セーフティネット法の改正により、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化が図られることなど、県営住宅を取り巻く環境が変化していることなどを踏まえ、将来的な需要に対する供給水準の維持を基本とし、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び事業量の平準化に取り組むため、新たな「千葉県県営住宅長寿命化計画(改定)」を策定しました。

計画期間

平成30年度から令和9年度までの10年間 計画の内容

- ア 県営住宅ストックの状況
- イ 長寿命化に関する基本方針
- ウ 公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定
- エ 点検の実施方針
- オ 計画修繕の実施方針

- カ 改善事業の実施方針
- キ 建替事業等の実施方針

ストック管理の基本方針

- ア 千葉県公共施設等総合管理計画の個別施設計画に位置づける。
- イ 公営住宅法施行令で定める耐用年限までの使用を基本とする。
- ウ 中長期の需要の見通しを踏まえ、対象世帯に対する供給水準を維持する。
- エ 土地を新たに取得して県営住宅を建設することは計画期間内には行わない。
- オ 県有地を優先して活用する。
- カ 高齢社会に対応した供給を進める。

2. 住宅の整備

(1) 公営住宅

公営住宅は、公営住宅法に基づき地方公共団体が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げることにより住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する福祉政策的な性格をもった賃貸住宅です。

県営住宅の建設

昭和20年度から令和3年度までの県営住宅建設戸数(着エベース)は26,155戸で(第1表参照) 構造別建設戸数は第2表のとおりです。

第1表 年度別・種別建設戸数の推移 (着エベース)

年度	H21年 度以前	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	計
戸数	25,756 108	24	0	0	105	107	0	0	78	0	29	0	56	26,155 108

(注) は特公賃・内数

特公賃(特定公共賃貸住宅)とは、地方公共団体が、公営住宅と異なる世帯や所得層に対して供給する賃貸住宅です。

第2表 昭和20年度~令和3年度・構造別建設戸数 (着エベース)

144.44. 5.1	1.34	準耐り	V構造	耐火	構造	*1
構造別	木造	平家建	2階建	中層	高層	計
建設戸数	3,486	273	2,910	16,331	3,155	26,155
構成比	13.3%	1.1%	11.1%	62.4%	12.1%	100%
作り入し	13.3%	12.:	2%	74.	5%	100%

(注) 準耐火構造:主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

中 層: 地上3階建以上5階建以下

耐 火 構 造:主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

高 層:地上6階建以上

県営住宅の改善

県では、平成12年度に「千葉県公営住宅ストック総合活用計画」、平成17年度に「県営住宅ストック活用計画」を策定し、県営住宅のストック改善を行ってきましたが、平成24年度に「県営住宅ストック活用計画」を発展的に見直した「千葉県県営住宅長寿命化計画」の策定後、平成30年度に改定を行い、適切な修繕及び改善事業を実施し、可能な限り耐用年限まで既存ストックを活用することとしています。

具体的には以下の事業を進めています。

- ・既存住宅の屋上断熱防水・外壁改修による建物の長寿命化(第3・4表参照)
- ・台所・浴室等水回りの改修とともに、玄関のインターホンの設置、居室の床の段差解消などを併せて行う住居改善事業(第5表参照)
- ・高齢者対応の共用階段への手摺の設置(第6表参照)

第3表 屋上断熱防水改修実績表

年度	H21年 度以前	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元	2	3	計
団地数	23	6	6	6	11	3	4	7	7	6	5	8	8	100
戸数	3,324	464	446	499	928	160	207	498	436	563	306	583	641	9,055

⁽注)複数年度において実施された団地については年度毎に1団地として実績計上している。

第4表 外壁改修実績表

年度	H21年 度以前	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元	2	3	計
団地数	70	9	6	4	4	5	3	4	5	4	1	7	6	128
戸数	6,591	1,094	616	300	594	227	194	414	718	291	80	520	508	12,147

⁽注)複数年度において実施された団地については年度毎に1団地として実績計上している。

第5表 住居改善事業実績表

(単位:戸)

	人口于未入的	ス・レく												(+ 12 · 1
年度団地名	H21年 度以前	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元	2	3	計
我孫子新木	125			1										126
佐倉石川	239	59		1										299
辰巳台西			23		53	24			17	37				154
菊間第一										70	80		70	220
菊間第二			65		35	25			75			25	30	255
北子安			34		52	27			33		30			176
大戸												30	20	50
長浦													41	41
計	364	59	122	2	140	76	0	0	125	107	110	55	161	1,321

第6表 階段手摺設置実績表

年度	H21年 度以前	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元	2	3	計
団地数	101	0	2	1	9	5	3	1	3	0	0	0	1	126
戸数	12,538	0	210	120	672	642	134	107	399	0	0	0	370	15,192

⁽注)複数年度において実施された団地については年度毎に1団地として実績計上している。

市町村営住宅の建設

昭和26年度から令和3年度まで市町村営住宅建設戸数は47市町村で第7表のとおり29,328戸が建設され、構造別建設戸数は第8表のとおりです。また、令和3年度の事業主体別建設戸数は第9表のとおりです。

第7表 年度別建設戸数の推移

(単位:戸)

713: 60	1 2000	HA/ AA**) — I/										(1-2-	, ,
年度	H21年 度以前	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	計
戸数	(1,031) 28,373	(35) 57	1	(10) 10	(20) 246	(15) 15	(10) 10	(10) 78	(87) 161	(51) 150	(66) 66	(76) 88	(73) 73	(1,484) 29,328

()内は借上、買取の内数。着エベース。

第8表 昭和26年度~令和3年度構造別建設戸数

(単位:戸)

()内は借上、買取の内数

1# >#	1 34	準耐り	火構造			41	
構造	木造	平屋建	2階建	低層	中層	高層	計
戸 数	6,384	3,116	(33) 3,538	(27) 118	(873) 13,049	(541) 3,123	(1,484) 29,328
構成比	21.8%	10.6%	12.1%	0.4%	44.5%	10.6%	100.0%

(注) 低層:平屋建又は2階建

中層:地上3階建以上5階建以下

高層:地上6階建以上

第9表 令和3年度事業主体別建設件数

(単位:戸)

	木造	準二	低耐	中耐	高耐	計
船橋市	0	0	0	0	24	24
松戸市	0	0	0	0	30	30
成田市	0	0	0	5	0	5
八千代市	0	0	0	2	12	14

(注)準 二:準耐火構造二階建

全て借上げによる

低 耐:低層(平屋又は二階建)耐火構造

中 耐:中層(地上3階建以上5階建以下)耐火構造

高 耐:高層(地上6階建以上)耐火構造

耐 火 構 造:主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

準耐火構造:主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

特定目的住宅の整備

公営住宅のうち、特定目的公営住宅として母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、心身障害者向公営住宅などを整備しており、特定の入居者が優先的に入居できるように配慮しています。(第10表参照)

第10表 特定目的住宅整備戸数

令和4年3月31日現在

県		ते	5 町	村		計
障害者	母 子	高齢者	障害者	その他	小 計	ПI
66	254	847	362	285	1748	1810

(注) 障害者: 障害者世帯向住宅

母 子:母子世帯向住宅

高齢者:高齢者世帯向住宅

その他:農・山・漁村向集合住宅等

(2) 特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅制度は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者等に居住環境が良好な賃貸住宅を供給するものです。知事(平成24年4月以降、市の区域における住宅は市長)は、本住宅の整備及び管理をしようとする者の申請により認定を行います。(第11表参照)

認定されると法に従った建設補助、家賃減額補助の助成を受けられます。

おもな整備基準

ア 規模:50㎡以上125㎡以下

イ 構造:耐火構造、準耐火構造

ウ 駐車場:各住戸1台分以上

供給方式

- ア 借上方式(民間の土地所有者等により建設された住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指定法人等が借上げて管理するもの)
- イ 管理受託方式(民間の土地所有者等により建設された住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指定法 人等が受託して管理するもの)

助成内容(家賃に対する補助)

- ア 家賃と入居者負担額の差額を補助
- イ 入居者負担額…国が定める所定の方法で算出した額(所得に応じて変化。また、毎年3.5%上昇する。) 実際に入居者が支払う金額

入居者資格

ア 次の a から c までのいずれかに該当すること。

ただし、入居を募集したにもかかわらず3ヶ月以上入居者がない場合は、この限りでない。

- a 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実婚や婚姻の予定者を含む。以下同じ。)があること。
- b 将来において親族との同居が見込まれること。
- c 勤務の状況等により親族との同居が困難と認められること。
- イ 知事の定める収入基準を満たしている者
 - a 200,000円以上 322,000円以下(原則階層)収入分位25%~50% ただし、以下の場合は下限の緩和措置がある
 - ・18才未満の子がある場合 123,000円以上(収入分位15%~)
 - ・主たる収入者が45歳未満である場合 139,000円以上(収入分位20%~)
 - ・所得の上昇が見込まれる場合 158,000円以上(収入分位25%~)
 - b 322,000円を超え601,000円以下(裁量階層)収入分位50%~80%
- ウ 自ら居住するために住宅を必要としている者

第11表 特定優良賃貸住宅認定実績(地域特別賃貸住宅含む)

(単位:戸)

種		別	H3~9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度	H 13年度	H 14年度	計
千 葉	千葉県認定分			753	278	202	220	284	(375) 5,771
	管理者	県公社	(375) 2,243	263	78	0	0	20	(375) 2,604
	別内訳	J A	360	84	0	0	0	0	444
		民 間	1,431	406	200	202	220	264	2,723
千 葉	東市 認 2	定分	(108) 1,150	88	0	0	0	0	(108) 1,238
	管理者	市公社	(108) 1,091	48	0	0	0	0	(108) 1,139
	別内訳	J A	35	0	0	0	0	0	35
		民間	24	40	0	0	0	0	64
千葉県内合計			(483) 5,184	841	278	202	220	284	(483) 7,009

- (注) 1.実績は、供給計画の認定ベースである。
 - 2.()書きは、(旧)地域特別賃貸住宅制度要綱による地域特別賃貸住宅(B型)で内数を示す。
 - 3.管理者別内訳欄の略称は、次のとおり。

(県公社):千葉県住宅供給公社

(民 間):民間指定法人

(」 A):全国農業協同組合連合会 千葉県本部

(市 公 社):千葉市住宅供給公社

- 4.H15年度以降、新規の認定は行っていない。
- 5.H24年度以降、市の区域における住宅の供給計画の認定(変更を含む)権限は市長へ移譲されてい

(3) 高齢者向け住宅等

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、バリアフリー構造、一定の居室面積・設備を有し、ケアの専門家による見守りサービスが提供される高齢者が安心して居住できる賃貸住宅について、知事等が登録を行ったものであり、令和3年度末現在、県内に373件13,431戸(政令市・中核市を含む)が登録されています。

県では、介護サービス事業所等との連携が図られているなど、将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行っています。

サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業

ア 主な補助要件

- a 国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の採択を受けていること。
- b 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- c スプリンクラー設備を設置すること。
- d 都市計画区域の用途地域内に整備されるものであること。
- f 緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であること。
- g 通所・訪問サービスの双方が利用できるように介護サービス事業所との連携が確保されていること。
- h 訪問診療、往診又は訪問看護が可能な医療機関等との連携が確保されていること。
- i 住宅の供給予定地の市町村長と整備に関し事前協議が整っていること。
- j 高齢者住まい法に基づく登録が10年以上継続するものであること。
- k 住宅部分に入居者専用の機械浴槽(共同利用設備)を設置すること。

イ 補助額の拡大要件

以下のいずれかの介護事業所を住宅に併設する場合、補助額をさらに拡大。(併設型)

- a 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- b 小規模多機能型居宅介護事業所(複合型含む)

第12表 補助額

	住戸類型	上記	イ 非併設型	上記イ 併設型			
	正厂規 至	補助率	上限額(千円/戸)	補助率	上限額(千円/戸)		
☆⊏	夫婦型		675		1,350		
新築	25 ㎡以上	1/20	600	1/10	1,200		
采	25 ㎡未満		350		700		
	既存ストック型		975		1,950		
改	夫婦型	1/6	675	4 /2	1,350		
修	25 ㎡以上	1/0	600	1/3	1,200		
	25 ㎡未満		350		700		

第 13 表 補助実績

	上記イ	非併設型	上記イ	併設型	合	計
	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数
H27~30 年度	60 件	2054 戸	9件	226 戸	69 件	2280 戸
R 元年度	10 件	403 戸	2 件	76 戸	12 件	479 戸
R2 年度	18 件	852 戸	0 件	0戸	18 件	852 戸
R3 年度	22 件	955 戸	1 件	49 戸	23 件	1,004 戸
合 計	110 件	4,264 戸	12 件	351 戸	122 件	4,615 戸

シルバーハウジング

今後増大すると考えられる高齢者単身・夫婦世帯が、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるような設備を備え、福祉施策との連携のもと整備している公営住宅です。ライフサポートアドバイザーによる安否の確認、生活相談・緊急時の対応・疾病時の一時的家事援助などの生活支援が受けられます。

第 14 表 シルバーハウジング整備戸数

令和4年3月31日現在

県	市町村	計
52(2)	80	132(2)

(注) ()内は、ライフサポートアドバイザー用の住戸の内数

高齢者向け住宅等の整備状況

高齢者向け住宅等の整備状況は以下のとおりとなっています。

第 15 表 高齢者向け住宅等の整備状況雄(千葉県)

NION HEREINE GOVERNOUM (TXX)	
高齢者向け住宅等	定員・戸数
ア 老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	26,667 人
イ 養護老人ホーム	1,292 人
ウ 軽費老人ホーム	4,161 人
エ シルバーハウジング	132 戸
オ 高齢者向け優良賃貸住宅(県)	20戸
カ サービス付き高齢者向け住宅(入居開始済のもの)	12,599 戸
A 計(1戸=1人とする)	44,871 人
B 高齢者数	1,708,872 人
高齢者数に対する高齢者向け住宅等整備率(A÷B)	2.6%

(注) 1.ア、イ、ウ、エ、オは令和2年12月1日時点

2.カは令和 2 年 12 月 24 日時点

3.B は令和2年4月1日時点

(4) 千葉県住宅供給公社の住宅

千葉県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者 に、居住環境のよい集団住宅や、宅地を供給し、もっ て住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するこ とを目的としています。

その主な業務は、宅地分譲事業及び賃貸住宅管理事業です。県は、この事業を促進するため、賃貸住宅の建設費の一部資金の貸付を行っています。

昭和28年1月の設立からこれまでに分譲住宅等について、多くの供給実績があります。(第16表参照)

なお、令和3年度には、宅地分譲が29区画ありました。

《住宅の種類》

積立分譲住宅:一定の期間内において一定の金額を定期に積み立てて期間満了後、この積立金を譲渡代金に充当し住宅を譲渡する方法

分 譲 住 宅:契約時に頭金、引き渡し時に残金を支 払い、住宅を譲渡する方法

宅 地 分 譲:一戸建て独立住宅用地として、一定期間内に建築着工し、一定の期間内に入居することができる方に対して分譲する宅地

賃 貸 住 宅:公営住宅の入居資格要件を超える収入階層を対象とした賃貸住宅で、一定の収入以上の者が対象となる

第16表 千葉県住宅供給公社の令和3年度までの分譲住宅等建設実績

(単位:戸、区画)

区 分	積立分譲住宅	分譲住宅	宅 地 分 譲	賃 貸 住 宅
実 績	9,850	17,346	5,870 (391筆)	1,391

()は外数で未造成事業用地等

(5) 独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)の住宅

独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)は、前身である日本住宅公団設立以降、60年にわたり、 それぞれの時代の住宅ニーズに合わせた良好な居住環境を提供するため、大都市地域を中心に賃貸住宅及び 分譲住宅を建設してきました。平成16年7月に都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市整備部門が 一つとなり独立行政法人都市再生機構が発足し、美しく安全で快適なまちづくりをプロデュースすることを 使命として、国家的な重要課題である「都市再生の実現」に積極的に取り組んでいます。

賃貸住宅業務においては、バリアフリー化、リニューアル、屋外環境の整備などにより良質な賃貸住宅ストックの適切な維持保全を行うとともに、地域生活拠点の整備と併せた建替事業を実施し、都心居住の推進や高齢者居住の安定確保、子育て環境の整備等、住宅政策上の課題への対応を進めています。また、民間供給支援型賃貸住宅制度により、民間事業者による良質な賃貸住宅の供給を支援しています。

なお、分譲住宅業務及び特定分譲住宅業務は撤退しています。(第17表参照)

第17表 独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)の建設実績の推移

(単位:戸数)

	年	度		H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
賃	貸	住	宅	278	0	525	0	0	220	220	220	0	357	0	0	310	0	0
分	譲	住	宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃	貸・	分譲	計	278	0	525	0	0	220	220	220	0	357	0	0	0	0	0
特	定分	譲住	宇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合	計		278	0	525	0	0	220	220	220	0	357	0	0	310	0	0

発注ベース

(6) 住宅金融支援機構による融資

住宅金融公庫(住宅金融公庫法に基づき昭和25年に設立された住宅金融専門の政府金融機関)は、平成19年4月1日より、独立行政法人 住宅金融支援機構となり、主な業務が、直接融資から証券化支援業務(いわゆる、通称「フラット35」)に移行しています。

県内で建設される住宅の約5.1% (うち分譲住宅の約8.3%)が、機構の融資を利用しており、利子補給事業や、 地方公共団体の施策住宅に対する加算制度を通じた連携が図られていました。(第18表参照)

第18表 県内新設住宅戸数と機構融資利用戸数及び利用率

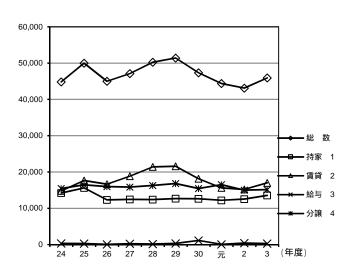
D	新設住宅着工戸数 (単位:戸)											
項目	総数	持家 1	賃貸 2	給与 3	分譲 4							
24 年度	44,807	14,236	14,786	322	15,463							
25 年度	49,986	15,609	17,647	272	16,458							
26 年度	44,998	12,316	16,619	77	15,986							
27 年度	47,107	12,471	18,837	249	15,850							
28 年度	50,262	12,425	21,411	140	16,286							
29 年度	51,413	12,680	21,575	342	16,816							
30 年度	47,344	12,606	18,161	1,135	15,442							
元年度	44,376	12,198	15,606	76	16,496							
2 年度	43,121	12,549	15,165	409	14,998							
3年度	45,943	13,552	16,978	276	15,137							

- 1 建築主が自分で居住する目的で建築するもの
- 2 建築主が賃貸する目的で建築するもの
- 3 会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる 目的で建築するもの
- 4 建売又は分譲の目的で建築するもの

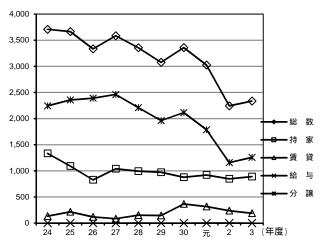
項目	機	構融資利	用戸数(機構融資利用戸数 (単位:戸)											
7, I	総数	持家	賃 貸	給与	分 譲										
24 年度	3,709	1,334	132	0	2,243										
25 年度	3,665	1,092	215	0	2,358										
26 年度	3,334	827	117	0	2,390										
27 年度	3,586	1,039	85	0	2,462										
28 年度	3,356	995	150	1	2,210										
29 年度	3,078	972	145	0	1,961										
30 年度	3,358	878	366	0	2,114										
元年度	3,026	920	318	1	1,787										
2 年度	2,244	848	236	1	1,159										
3年度	2,335	891	188	0	1,256										

項目	機構資金利用率 (単位:%)										
7X II	総数	持 家	賃貸	給与	分 譲						
24 年度	8.3	9.4	0.9	0.0	14.5						
25 年度	7.3	7.0	1.2	0.0	14.3						
26 年度	7.4	6.7	0.7	0.0	15						
27 年度	7.5	8.3	0.5	0.0	15.5						
28 年度	6.7	8.0	0.7	0.7	13.6						
29 年度	6.0	7.7	0.7	0.0	11.7						
30 年度	7.1	7.0	2.0	0.0	13.7						
元年度	6.8	7.5	2.0	1.3	10.8						
2 年度	5.2	6.8	1.6	0.2	7.7						
3 年度	5.1	6.6	1.1	0.0	8.3						

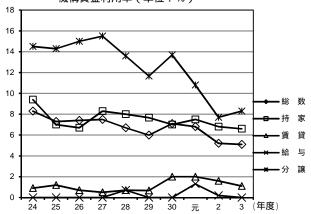
新設住宅着工戸数(単位:戸)



機構融資利用戸数(単位:戸)



機構資金利用率(単位:%)



3.住宅対策関係事業

(1) 社会資本整備総合交付金を活用した事業

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として平成22年度に国土交通省により創設された交付金です。県では、この交付金を活用するため、「千葉県地域住宅等整備計画(三期)」及び「千葉県地域住宅等整備計画(安全ストック形成事業(防災・安全))(二期)」を策定し、住宅政策を推進するための基幹的な社会資本整備事業のほか、その効果促進を図るソフト事業を実施しています。

千葉県地域住宅等整備計画(三期)

計画期間 令和3年度~令和7年度(5年間)

計画の目標 公的賃貸住宅の整備、住宅市街地の形成に関連する各種事業などを総合的に実施することにより、住宅ストックの質及び住環境を向上させ、県民の豊かな住生活を実現する。

計画策定主体

千葉県及び銚子市、市川市、館山市、松戸市、茂原市、成田市、旭市、習志野市、市原市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、浦安市、八街市、南房総市、長柄町、柏市、印西市、神崎町、芝山町、香取市、佐倉市、四街道市、白井市、富里市、匝瑳市、酒々井町、栄町、多古町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、鋸南町、船橋市

千葉市、香取市、船橋市、流山市、木更津市:独自計画有り

本計画で実施する主な基幹事業

ア.地域住宅計画に基づく事業

公営住宅の新規建設や建替えを行う「公営住宅等整備事業」や既設公営住宅の居住水準の向上を目的 とした改善等を行う「公営住宅等ストック総合改善事業」を始め、「空き家再生等推進事業」、「公的賃貸 住宅家賃低廉化事業」、「災害公営住宅家賃低廉化事業」、「地域住宅政策推進事業」を実施しています。

イ. 住環境整備事業

住宅宅地開発事業等に関連して公共施設整備を行う「住宅市街地基盤整備事業」や狭あい道路の解消 により安全な住宅市街地を形成する「狭あい道路整備等促進事業」を実施しています。 千葉県地域住宅等整備計画 (安全ストック形成事業 (防災・安全))(二期)

計画期間 平成28年度~令和4年度(7年間)

計画の目標 住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業、アスベスト対策に資する事業及び危険住宅の移転を行う事業を実施することにより、住宅・建築物ストックの質及び安全性を向上させ、防災・減災化を進める。

公的賃貸住宅の改修・整備改善を図ることにより、既存建築物や地域の安全性を向上させ、 県民の豊かな住生活を実現する。

計画策定主体

千葉県及び銚子市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、香取市、長生村、長柄町、市川市

千葉市:独自計画有り

本計画で実施する主な基幹事業

ア.地域住宅計画に基づく事業

建設から長期間が経過した既設公営住宅等の耐震化、既設エレベータの安全確保、躯体の安全対策などを行う「公営住宅等ストック総合改善事業」、「改良住宅ストック総合改善事業」を実施しています。

イ. 住環境整備事業

耐震診断、耐震改修、アスベスト改修、がけ地近接等危険住宅移転等を行う「住宅・建築物安全ストック形成事業」を実施しています。

(2) 住情報の提供(住宅関連相談)

県では、住宅及び宅地に関する諸問題の相談に応ずるため、昭和38年7月に住宅宅地相談所を設置し(平成8年4月に住まい情報センターと名称変更)、情報提供業務を行っていました。さらに平成15年4月から土曜日も県民の皆様からの住宅に関するお問い合わせにお応えするため、住まい情報センターに加え千葉県住宅供給公社の総合案内所内に「住まい情報プラザ」を開設しました。平成17年度から、相談窓口の合理的な運営と相談対応の充実を図るため、住まい情報センターを閉鎖し、住宅等に関する相談窓口を「住まい情報プラザ」に一本化し運営しています。

その業務内容は、住宅、宅地、法律問題等について専門機関への紹介を行うほか、公的機関による賃貸住宅、分譲住宅及び宅地分譲に関する案内、県が開催するセミナー(マンション管理)の受付等です。

県営住宅の募集及び入居に関する資料の提供、パンフレットの配布等をします。

UR、公社関係等

都市再生機構(UR) 千葉県住宅供給公社、市等が募集する分譲住宅、賃貸住宅、宅地分譲等のパンフレットの配布をします。

専門機関の連絡先等の情報提供

リフォームに関する内容が多くなっています。

なお、令和3年度中の住まい情報プラザ取扱件数は、495件で、その内訳は第19表のとおりです。 住まい情報プラザ窓口は P101を参照

第19表 令和3年度住まい情報プラザ取扱件数

件数	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件	数	50	37	59	50	27	57	21	29	43	47	23	52	495
県	相談者	10	5	8	6	6	9	7	6	9	13	3	12	94
営関	申込者	12	1	16	8	0	14	2	0	4	8	0	15	80
係	管理等	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
市	相談	5	4	10	5	4	5	3	5	10	8	3	6	68
営	申込書	2	0	1	1	0	5	0	0	2	6	0	3	20
·特優賃	相談	3	2	5	4	2	4	3	2	3	2	5	5	40
傻 賃 賃 貸	申込書	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
機構住宅	相談	5	3	4	5	2	4	2	2	3	2	3	2	37
住都宅市	申込書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一 般	特優賃	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
高	優 賃	1	1	1	3	2	2	1	2	2	2	2	1	20
S N	住 宅	0	2	3	1	1	5	0	2	2	0	1	3	20
住	宅	2	4	1	4	2	0	2	2	1	0	0	0	18
宅	地	2	2	1	1	1	0	0	1	1	0	1	0	10
リフ	д – Д	7	4	2	5	3	2	0	3	2	1	4	1	34
耐	震	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
賃	貸借	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
不	動 産	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	2	6
建築	基準法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法	律	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4
税	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マ ン (セミナ・	ション - 受付含む)	0	3	4	5	2	4	0	0	1	1	0	1	21
空	家	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	1	1	6
そ	の 他	0	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	7

(3) 適切な住宅リフォームの実施

県では、住宅リフォームを取り巻く環境を整備し、消費者・リフォーム事業者双方にとって有益かつ健全なリフォーム市場の形成を図ることを目的として、県内の建築関係団体とともに「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」を平成24年2月に設立しました。また、県民が安心してリフォームを行うことができる環境整備を目的に、令和3年度は県民向け住宅リフォーム相談会及び講習会、事業者等向け講習会を開催しました。

また、既存住宅の流通の促進のために、安心 R 住宅について普及・周知を図ります。

(4) 空き家対策の推進

適正な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生活環境の保全、空き家の活用等を目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月に完全施行されました。

これにより、市町村は空家等対策計画の作成等に努めるとともに、倒壊等著しく保安上危険な状態にある空き家等に対して、是正や除却の勧告や命令、行政代執行が可能となりました。

県では、県や市町村、住宅関係団体で構成する「千葉県すまいづくり協議会」の中に「空家等対策検討部会」 を設置し、空き家に係る情報提供や対策の検討を行い、空き家対策の推進に取り組んでいます。

(5) 高齢者の居住の安定確保

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」により、県では、これまで高齢者向け優良賃貸住宅の認定や、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・情報提供、終身建物賃貸借事業の認可等を行い、高齢者が安心して生活できる居住環境の実現に努めてきました。

平成23年10月20日に法律が改正・施行され、これまでの高齢者向け優良賃貸住宅の認定制度や高齢者円滑入 居賃貸住宅登録制度が廃止され、新たにサービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設されました。廃止前の 高齢者向け優良賃貸住宅については、4団地72戸を認定し、高齢者円滑入居賃貸住宅については、312件4,799 戸を登録しました。

サービス付き高齢者向け住宅は、令和3年度末現在373件13,431戸(政令市・中核市を含む)を登録し、また、 終身建物賃貸事業は、25団地(政令市・中核市を含む)を認可しています。

また、より良質なサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行っています。(再掲 p 26参照)

(6) 居住支援の推進

平成19年に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)が施行され、地方公共団体は、高齢者や障害者などの住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な措置を講ずる努力義務が規定されました。

県では、住宅セーフティネットの構築を推進するため、以下のとおり取り組んでいます。

ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

住宅セーフティネット法第51条の規定に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者や居住支援活動を行う者などが協議する場として、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議等しているほか、居住支援に関する情報を千葉県ホームページ等で提供しています。

イ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録

平成29年10月25日の住宅セーフティネット法の改正法の施行により、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとする住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)で、一定の規模や要件を満たすものを都道府県、政令指定都市及び中核市に登録する制度が創設されました。

令和4年4月26日時点で、千葉県内において34,660戸の住宅が登録されています。

ウ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

平成29年10月25日の住宅セーフティネット法の改正法の施行により、家賃債務保証、住宅確保要配慮者への円滑な入居の促進に関する情報提供・相談や見守りなどの生活支援を業務とする法人を都道府県知事が指定する制度が創設されました。

千葉県では、令和4年3月31日までに24法人を指定しています。

エ 千葉県あんしん賃貸支援事業

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産仲介業者(千葉県あんしん賃貸住宅協力店)や入居前・ 入居後の居住支援を行う団体(千葉県あんしん賃貸支援団体)の登録を行い、千葉県ホームページ等で情報 提供を行うことにより、住宅確保要配慮者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築支援を目的とする 事業として、国モデル事業の終了に伴い平成23年度から県事業として開始し、令和4年3月31日時点で、千葉 県あんしん賃貸住宅協力店165店、千葉県あんしん賃貸支援団体13団体を登録しています。

なお、高齢者や障害者などの入居を受け入れることとする住宅(千葉県あんしん賃貸住宅)の登録制度は、 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度の創設を受け、この制度への登録を促進するため、平成29年 度末をもって廃止しました。

(7) マンション管理の適正化

平成12年12月8日に「マンション管理の適正化の推進に関する法律」が公布され、平成13年8月1日に施行されました。これにより、マンション管理について相談、助言、指導を行うマンション管理士制度や、マンション管理支援のための専門的な組織の指定など管理適正化に対する各種制度が発足、さらに令和4年4月1日からは法律の一部改正により、地方公共団体がマンション管理組合へ助言及び指導等を行うことが可能となったほか、管理計画認定制度が創設され、地方公共団体がマンション管理の適正化を図るための計画を策定し、マンション管理の適正化に向けた独自施策に取り組むことができるようになりました。

県では、マンション管理基礎講座を開催するとともに、県や市町村、関係団体で構成する「千葉県すまいづくり協議会」の中に「マンション管理等適正化検討部会」を設置、一層の連携を図るなどして、法律の普及啓発等を通じ、マンション管理組合等が的確な対応が図れるよう支援に努めています。

〔マンション管理基礎講座〕

県では、管理組合の運営・大規模修繕など分譲マンションをめぐる諸問題に関する情報提供を目的として、マンションの管理組合役員等を対象に、昭和63年から「マンション管理基礎セミナー(現:基礎講座)」を開催しており、令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンライン形式で2回開催しました。

(8) 災害時のために締結した協定

ア 応急仮設住宅の建設に係る協定

応急仮設住宅は、大規模災害時に自らの資力では住宅確保ができない被災者に対して、一時的な居住の安定を図ることを目的に建設されるもので、建設は市町村長が実施しますが、災害救助法が適用された場合、知事が応急仮設住宅の建設を行います。

このため県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人千葉県建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会との間で「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、県の要請に基づき協会等が応急仮設住宅を提供する体制を整えています。

イ 被災した住宅の応急修理に係る協定

被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものです。

このため県は、一般社団法人全国木造建設事業協会との間で締結した上記アの協定を改定した「災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定」を締結し、応急仮設住宅だけでなく応急修理についても災害時に提供できる体制を整えています。

ウ 民間賃貸住宅の借り上げに係る協定

地震等の大規模な災害により住宅を失った被災者に対しては、災害救助法に基づき県が応急仮設住宅の建設を行うほか、被災規模や被災状況等を勘案したうえで、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げて提供します。

このため県は、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、同協会千葉県支部との間で「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、この協定に基づき、協会等から情報提供のあった賃貸住宅を県で借り上げ、住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅として提供することとしています。

エ 広域的な災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

首都圏直下等の大規模広域災害が発生した場合において、被災県内での応急仮設住宅の供給の不足に備え、 都県が相互に賃貸型応急住宅の提供が行えるよう、関東プロック9都県と宅地建物取引業協会等の関係団体 との間で、民間賃貸住宅の被災者への提供に関する広域的な協定を締結しています。

締結当事者

関係都県:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県

関係団体:関係都県宅地建物取引業協会(9団体)

全日本不動産協会関係都県本部(9団体)

全国賃貸住宅経営者協会連合会及び東京共同住宅協会(2団体)

オ 住宅復興に係る協定

大規模地震、風水害等の災害時に、被災した県民の住宅の早期復興を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構との間で住宅相談窓口の開設や、被災者の住宅相談への早期対応などを内容とする協定を締結しています。

この協定に基づき、住宅金融支援機構は、県からの要請のもと、被災地に住宅相談窓口の設置及び住宅金融支援機構職員の派遣、住宅再建に関する相談の実施、災害復興住宅融資の実施、機構融資の債務者に対する返済の猶予や返済期間の延長等の実施の措置等を講ずることにより、被災者の住宅復興を支援します。

(9) 長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅(長期優良住宅)の普及を促進することを目的として「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行されました。

当法律に基づく認定制度は、新築を対象とした認定で開始され、平成28年4月1日からは既存住宅の増築・改築を対象とした認定も開始されました。さらに、令和4年10月1日には、既存住宅について建築行為を伴わない認定が開始されます。

県では、当法律に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、省エネルギーに関する性能及びバリアフリーの機能を有し、かつ、一定の住戸面積を有する住宅、居住環境の維持及び向上に配慮された住宅の他、自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮された住宅の建築計画及び維持保全計画を長期優良住宅の計画として認定を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進のため、法律や制度等の周知に努めています。

(10) 住宅の防犯

平成16年3月23日に「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」が制定され、平成16年10月1日に施行されました。

条例には、県民の平穏な生活の確保を目指して、安全で安心なまちづくり、すなわち犯罪の機会を減少させるための環境づくりと県民などによる犯罪防止のための自主的な活動についての理念が定められ、県や市町村、県民、事業者等が協働して施策を推進することで、安全で安心なまちづくりを促進していくこととなりました。

また、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的に、条例第18条第1項の規定により犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関し必要な基準である「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」が平成16年11月12日に告示され、住宅を建設、設計、供給する事業者及び共同住宅の所有者に対し、指針に基づき住宅の整備を行うよう努力規定が定められました。

県はこれまでに防犯に配慮した住宅についてのセミナーの開催等を行ってきたところですが、引き続きホームページの掲載等を通じてその普及に努めます。

(11) その他の住宅関連施策

住宅の品質確保

平成11年6月に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が公布され、平成12年4月1日から施行されました。これにより、新築住宅の構造耐力上主要な部分等に対し、10年間の瑕疵担保責任の義務化や住宅性能表示制度の創設等が行われました。県では、関係団体の協力を得て住宅取得に関するトラブルの防止や万一のトラブルの際も消費者の立場から紛争を速やかに処理できるよう、法律、制度の周知・普及に努めています。

瑕疵担保責任の履行の確保

平成17年に発覚した構造計算書偽装問題では、住宅の品質確保の促進等に関する法律のなかで義務付けられている売主や請負人に対する10年間の瑕疵担保責任が売主や請負人の資産状況によっては果たされないことが明らかになりました。この問題を受けて、平成19年5月に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が公布され、平成21年10月1日から新築住宅の売主や請負人に対し保険加入又は供託による資力の確保が義務付けられています。県では、ホームページの掲載等を通じて法律、制度の周知・普及に努めています。

マンション建替えの円滑化

平成14年6月19日に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が公布され、平成14年12月18日に施行されました。これにより、法人格をもったマンション建替組合の設立や、建替えに合意しない所有者から権利を時価で買い取ることが可能になりました。平成26年にこの法律は「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改正され、さらに令和2年6月の一部改正により、除却の必要性に係る認定対象の拡充や、団地における敷地分割制度の創設等が行われました。

県では、法律、制度の周知に努めるとともに、市町村と連携してマンションの建替えが円滑に行われるよう 支援しています。

離職退去者への県営住宅の提供

平成20年秋に発生した世界的な金融危機の影響を受けて、国内景気が減速し、雇用情勢は急速に悪化しました。 た。

県では、この雇用情勢の急激な悪化に対応した住宅支援策として、解雇等により住居の退去を余儀なくされた方(離職退去者)へ、緊急的に県営住宅を提供しています。

また、令和元年度末から流行している新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇止め等により、収入が途絶え、住居の確保が困難となった方を対象に、当面の居住の場として、県営住宅の提供を行っております。 (第20表参照)

第20表 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う住宅困窮者への県営住宅の提供

令和4年3月31 日現在

種別	提供戸数 (入居決定戸数) <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	供与期間
県営住宅	40戸 (6戸) <4戸>(現在0戸)	令和2年4月30日 ~	5月17日以降 順次入居	最長1年間
計	40戸 (6戸) <4戸>			

4. 県営住宅の管理

(1) 県営住宅の管理状況

県が管理している県営住宅の管理戸数は、令和4年3月31日現在143団地、19,142戸(公営18,557戸、改良住 宅489戸、地域特別賃貸住宅22戸、特定公共賃貸住宅74戸)です。(第21表参照)

構造別にみると、準耐786戸、中高層18,356戸です。

地域別にみると、千葉市が7,081戸と最も多く、次いで市原市2,180戸、船橋市1,260戸、成田市1,158戸、 習志野市1,112戸の順で続き、以上5市で全体の66.8%を占めています。令和4年3月31日現在、県営住宅へ の入居状況は、入居戸数15,933戸、入居率84.7%です。(政策空家349戸を除く)

県営住宅の管理業務は、家賃の決定、入居者の募集、修繕など広範囲にわたっており、管理体制の充実を図るために、昭和47年度から財団法人千葉県都市公社(現 千葉県まちづくり公社)に業務を委託してきましたが、平成18年度から千葉県住宅供給公社が管理代行により実施しています。

第21表 県営住宅の管理戸数 令和3年度末

(単位:戸)

	県		営	
公 営	改良	地 域 特 賃	特 公 賃	計
18,557	489	22	74	19,142

(2) 管理業務

ア.募集

県では、県営住宅に空家が生じた場合の入居者募集(空家募集)を行っており、通常3か月毎(4月、7月、10月、1月)の公募により実施しています。

また、平成29年1月から、一部の県営住宅について常時入居募集を行っており、先着申し込み順に資格審査を行った上、順次入居できることとしています。

なお、3か月毎の定期募集の際には、母子・父子世帯、高齢者世帯、身障者世帯等に対して、当選率が有利になるように配慮しています。また、高齢者や障害者等のみが申込みできる住宅の募集も行なっています。令和2年度中の募集状況は、下表のとおりです。(第22表参照)

第22表 令和3年度 入居者募集状況

	X	分		募集戸数(A)	応募者数(B)	応募倍率(B)/(A)
公	営	住	宅	775	4,827	6.2
改	良	住	宅	20	85	4.2
	合	計		795	4,912	6.2

イ.家賃

毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模及び建設 時からの経過年数に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、決定すること になっています。

ウ. 収入超過者等の現状と対策

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者のための住宅ですから、その趣旨を充分に活かすため、入居後3年を経過し、政令月収が158,000円(裁量階層は214,000円)を超える入居者については、収入超過者として認定され、通常の家賃に加えて割増賃料が徴収されるとともに、住宅を明け渡す努力義務が発生します。

また、入居後5年を経過し、政令月収が2年連続して313,000円を超える入居者は高額所得者として認定され、近傍同種の住宅の家賃の額が徴収されるとともに、住宅を明け渡す義務が発生します。

なお、改良住宅においては、入居後3年を経過し、政令月収が114,000円(裁量階層は139,000円)を超える 入居者は収入基準超過者として認定され、割増賃料を支払う義務及び住宅を明け渡す努力義務が発生します。 県では、これらの収入超過者等に対し、退去先の県営住宅以外の公的資金による住宅の斡旋をしております。

第23表 収入超過者等の現状(令和3年度認定

(単位:戸)

区分	年度末入居者	収入超過者	高額所得者
公 営 住 宅	15,525	1,647	35
改良住宅	369	49	-
合 計	15,894	1,696	35

a. 家賃の算定方法(公営住宅)

- () (本来入居者の家賃) = (家賃算定基礎額) x (市町村立地係数) x (規模係数)
 - ×(経過年数係数)×(利便性係数)
- ()(収入超過者の家賃) = (本来入居者の家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) (本来入居者の家賃)]×(割増率)
- () (高額所得者の家賃) = (近傍同種の住宅の家賃)

「政令月収」とは、「公営住宅法施行令」(昭和26年政令第240号)第1条第3号に定める「収入」をいう。 入居しようとする家族全員の年間総所得から扶養控除額等を差し引いた後の額を12(ヵ月)で除した額。

家賃算定基礎額及び各係数

家賃算定基礎額

第24表のとおり国が設定しています。

第24表 入居者の政令月収に対する家賃算定基礎額

入居者の政令月収(円) 家賃算定基礎額(円)		備	考	
0 ~ 104,000	34,400			
104,001 ~ 123,000	39,700	医叩嘴属		
123,001 ~ 139,000	45,400	原則階層		
139,001 ~ 158,000	51,200			
158,001 ~ 186,000	58,500			
186,001 ~ 214,000	67,500			
214,001 ~ 259,000	79,000	収入超過者		
259,001 ~	91,100			

市町村立地係数

第25表のとおり国が設定します。

第25表 市町村立地係数

- I P(-13 13 ± 10 laxx
1.10	千葉市、市川市、船橋市
1.05	松戸市、習志野市、柏市、浦安市
1.00	流山市、我孫子市
0.95	木更津市、佐倉市、市原市、八千代市、鎌ケ谷市、四街道市
0.90	野田市、成田市、東金市、白井市、富里市、酒々井町
0.85	茂原市、袖ケ浦市、印西市、大網白里市
0.80	銚子市、館山市、君津市、八街市、いすみ市、栄町
0.75	勝浦市、鴨川市、富津市、香取市
0.70	上記以外の市町村

規模係数 戸当たり住戸専用面積÷65㎡(政令)

経過年数係数

第26表 经過年数算出方法

構造	算出方法		
木造	1 - 0.0087 × 経過年数		
木造以外	1 - 0.0039 × 経過年数		

ただし、平成16年10月1日時点で管理を開始していた住宅については、当該年度経過年数係数(上記算出方法により算出した数値)が平成16年度時点の経過年数係数(下記算出方法により算出した数値)を超える時は、平成16年度時点の経過年数係数とする。

第27表(平成16年度時点の経過年数係数)

構造	算出方法	
木造	1 - 0.0177× 平成16年度までの経過年数	
木造以外	1 - 0.0114× 平成16年度までの経過年数	

利便性係数

県が県営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、当該県営住宅の設備の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1.3以下の範囲で定めます。

収入超過者の家賃割増率

第28表 収入超過者の家賃割増率

政令月収	収入超過者となってからの期間	割増率
158,001円~186,000円	1年目	1/5
	2年目	2/5
	3年目	3/5
	4年目	4/5
	5年目以降	1

政令月収	収入超過者となってからの期間	割増率
186,001円~214,000円	1年目	1/4
	2年目	2/4
	3年目	3/4
	4年目以降	1
214,001円~259,000円	1年目	1/2
	2年目以降	1
259,001円以上	1年目以降	1

b. 家賃計算の例(令和元年度・木造以外)

千葉市(市町村立地係数 1.10)にある床面積63㎡(規模係数 0.97) 築3年(経過年数係数 0.9883) の住宅で、利便性係数は0.90、近傍同種の住宅の家賃は100,000円とする。

・例1 政令月収135,000円の場合

45,400円×1.10×0.97×0.9883×0.90 43,000円

·例2 政令月収210,000円の場合

67,500円×1.10×0.97×0.9883×0.90 64,000円

(収入超過者となってから1年目の場合の家賃)

64,000円 + (100,000円 - 64,000円)×1/4 = 73,000円

《用語の説明》

【政策空家】

公営住宅の空家のうち、老朽化等による順次建替や住居改善等が必要なため、募集停止しているものをいう。

【本来入居者】

公営住宅の使用者で、その収入が入居の条件となる収入の基準内(一般県営住宅:月額158,000円以内、 改良住宅:月額114,000円以内)の者及び収入の基準を超えるが入居期間が3年未満の者をいう。

【収入超過者】

公営住宅に引き続き3年以上入居しており、入居収入基準を超える収入がある者をいう。

【高額所得者】

公営住宅に引き続き5年以上入居しており、最近2年間引き続き公営住宅法施行令で定める基準を超える収入がある者をいう。その基準は月額313,000円である。

【近傍同種の住宅の家賃】

民間住宅の家賃とほぼ同程度になるよう、公営住宅法施行令において定められた方法により算定された 家賃をいう。

【家賃算定基礎額】

入居者の収入に応じて設定されるもので、いわゆる応能部分であり、具体的には公営住宅法施行令第2条 第2項に規定する収入区分ごとに定まる額である。

【裁量階層】

「特に居住の安定を図る必要がある」(公営住宅法第23条)世帯として入居収入基準の緩和が図られた世帯をいう。具体的には、高齢者世帯、障害者世帯、戦傷病者世帯、被爆者世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者等世帯及び子育て世帯がこれに当たる。

5. 東日本大震災対応

(1) 応急仮設住宅等の提供

県では、東日本大震災後、県内・県外の被災者の方に県営住宅等及び応急仮設住宅を次のように提供しました。 なお、生活再建が進んだ結果、県内被災者については平成26年5月に全世帯の退去が完了しております。

県内被災者等向け(災害救助法によらないもの)

震災後、直ちに住宅の確保にとりかかり、平成23年3月17日から県内全域の被災者を対象として、県営住宅、市町村営住宅、及び国家公務員宿舎を提供しました。(第29表参照)

第29表 県内被災者向け応急仮設住宅の提供状況(災害救助法によらないもの)

種別	提供戸数 (入居決定戸数) <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	供与期間
県営住宅	89戸 (53戸) <16戸>(現在0戸) うち旭市 1戸 香取市 2戸	(第1次) 旭市·香取市·山武市 ·九十九里町		
市町村営住宅	8市町から 28戸 (6戸) <3戸>	3月17日~22日	3月25日以降 順次入居	最長3年間
国家公務員宿舎	千葉県内 392戸 (35戸) <17戸>			
計	487戸 (69戸) <36戸>			

県内被災者等向け(災害救助法による応急仮設住宅)

災害救助法が適用された県内の6市1区1町のうち、旭市から200戸、香取市から30戸の応急仮設住宅建設の要請があり、あわせて230戸建設しました。その他、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供しました。(第30表参照)

第30表 県内被災者向け応急仮設住宅の提供状況(災害救助法によるもの)

種別	提供戸数 <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	供与期間 (期限)
応急仮設住宅 (建設型)	旭市 200戸 香取市 30戸 計 230戸 <230戸>	旭市·香取市 3月22日~31日	(香取市) 5月10日以降 (旭市) 5月11日及び 18日以降	3年間 (平成26年5月)
応急仮設住宅 (借上げ型)	災害救助法適用 6市1区1町及びその周辺市町 608戸 <31戸>	旭市·香取市· 山武市·九十九里町 3月22日~31日	4月15日以降 順次入居	3年間 (平成26年4月)
計	838戸 <261戸>			

県外被災者等向け

県外の被災者や、福島第1原発事故に伴う避難指示が出ている区域等に住居がある者を対象に、県営住宅、市町村営住宅、及び県職員住宅を提供しました。(第31表参照)

第31表 県外被災者向け応急仮設住宅の提供状況

種別	提供戸数 (入居決定戸数) <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	県外被災者 入居戸数 (令和4年3月)
県営住宅	66戸 (46戸) <37戸> 内2戸は県内被災者			県営住宅 2戸
市町村営住宅	25戸 (16戸) <14戸>	平成23年4月7日 ~ 同年4月14日	4月28日以降 順次入居	市町村営住宅 0戸
県職員住宅等	56戸 (22戸) <11戸> 内1戸は県内被災者		順次人居	県職員住宅等 0戸
計	147戸 (84戸) <62戸> 内3戸は県内被災者			2戸

(2)東日本大震災復興交付金

東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を確保する観点から、東日本大震災復興特別区域法によって定められている地域の円滑、迅速な復興を支援するため、国の平成23年度補正予算により財政措置された交付金です。

県内では、この交付金を活用して香取市と旭市が平成24年度から応急仮設住宅の入居者等のために災害公営住宅整備事業を活用し旭市は33戸、香取市は16戸の災害公営住宅を整備しました。我孫子市では平成24年度から東日本大震災により住宅や道路等の公共施設に大きな被害を受けた同市布佐東部地区において、良好な住宅地としての再生を図るため小規模住宅地区改良事業を活用し不良住宅の除却53戸、改良住宅の整備11戸を実施しました。

<災害公営住宅整備事業>

災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な者に対して安定した生活を確保するために賃貸する公営住宅を整備する事業。

< 小規模住宅地区改良事業 >

不良住宅(被災家屋)が集合すること等により生活環境が悪化している地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する事業。

(3)「がんばろう!千葉」市町村復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)

東日本大震災による津波により滅失し、又は損壊した住宅の再建に係る事業を行う市町村を支援するため、 千葉県東日本大震災市町村復興基金(津波被災住宅再建支援分)を活用し、被災市町村に交付金を交付しました。

財源は、国の補正予算(平成25年2月)により加算措置された「津波被災地域の住民の定着促進」を目的とする震災復興特別交付金です。

交付市町村は、国の交付税算定の対象となった津波被災(全壊)住宅の所在する旭市他3市町村です。該当市町村では、県からの交付金を市町村の基金に積み立てた後、複数年かけて事業を実施しました。

(4)被災者住宅再建資金利子補給事業

東日本大震災による被災から住宅の復興を促進するため、被災住宅に代わる住宅を新築、購入又は補修を行うために必要な資金を被災者等が金融機関から借り入れ、市町村が当該被災者等に対して利子補給を行う場合に、県は市町村に対してその利子補給額の一部を補助しています。

平成29年度末をもって新規申込受付を終了しました。

住宅課における地震発生からの対応経過

	日付	項目	内容
平成	3月11日	地震発生	県内 39 市町村、64,591 棟の住宅等に被害
23年	3月12日	国家公務員住宅・公営住宅の一時提供の検討	市町村に使用可能住戸の確認を依頼
	3月13日	応急仮設住宅供給の検討	(社)プレハブ建築協会に事前準備の依頼 (社)千葉県宅地建物取引業協会等へ事前準備を依頼
	3月15日	災害救助法適用のあった市町村へ応急仮設住宅の 要望の有無を照会	旭市、香取市、山武市、九十九里町
	3月15日	千葉県宅地建物取引業協会等へ協力要請	民間賃貸住宅の空室照会を依頼
	3月16日	「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者の住宅の確保について」を発表	県営住宅等の入居の手続きを開始(災害救助法適用市町村3月17日から、県内全市町村3月23日から)
	3月19日	応急仮設住宅(建設型住宅)の要請	(社)プレハブ建築協会に230戸の建設を文書で要請
	3月23日	応急仮設住宅の要望があった災害救助法適用市町 村へ民間賃貸空家情報を提供及び受付開始	旭市、香取市、山武市、九十九里町
	3月23日	応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の要請	(社)千葉県宅地建物取引業協会等に民間賃貸住宅の提供を 文書で要請
	3月24日	災害救助法適用市町村へ国家公務員住宅、公営住 宅の提供(第1次入居者決定)	旭市、香取市、山武市、九十九里町 (3月25日から順次入居)
	3月24日	国家公務員住宅、公営住宅の提供(第2次募集)	千葉県内の被災者へ提供
	3月24日	災害救助法適用のあった団体へ応急仮設住宅の要 望の有無を照会	千葉市、習志野市、我孫子市、浦安市
	3月28日	国家公務員住宅、公営住宅の提供(第二次入居者決定)	千葉県内の被災者へ提供
	3月30日	応急仮設住宅の賃貸契約締結(三協フロンテア)	
	3月30日	被災者住宅再建資金利子補給事業に係る検討を本 格化	
	4月1日	応急仮設住宅着工	香取市(30 戸)、旭市(200 戸)
	4 月 7 日	県外被災者へ公営住宅等の一時入居募集開始	県営住宅·市町村営住宅·県職員住宅
	4月15日	応急仮設住宅民間賃貸借上げ入居	旭市(23件)、香取市(7件)、山武市(1件)
	4月18日	県外被災者へ公営住宅等の一時入居決定及び各住 宅管理者への通知	
	4月27日	被災者住宅再建資金利子補給事業について市町村 へ情報提供	概要及び5月補正で予算措置後に実施予定である旨を情報提 供
	5月9日	応急仮設住宅完成	佐原地区 30 戸
	5月10日	「『被災者住宅再建資金利子補給事業』等について」 を千葉県銀行協会等へ送付	被災者住宅再建資金利子補給事業への協力依頼及び住宅リフォームローンの融資条件緩和等の配慮依頼
	5月10日	応急仮設住宅完成	旭中央地区 50 戸
	5月17日	応急仮設住宅完成	旭飯岡地区 150 戸
平成	4月14日	応急仮設住宅民間賃貸借上げ退去完了	
26年	5月8日	応急仮設住宅退去完了	佐原地区
	5月9日	応急仮設住宅退去完了	旭中央地区
	5月17日	応急仮設住宅退去完了	旭飯岡地区

6. 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による災害対応

(1) 災害救助法による応急修理

災害救助法に基づき被災した住宅の応急修理を行っています。応急修理は、日常生活に必要最小限度の部分を応 急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的とした制度で、市町村に事務を委任して実施しました。 令和元年の災害から、半壊に準じる程度の損傷を受けた一部損壊(準半壊)の住家について対象が拡大されました。 (第32表参照)

第32表 応急修理受付件数(令和4年3月31日現在の実績値)

区分	申請数	完了・支給件数	
半壊以上	2,966	2,966	
一部損壊(準半壊)	3,188	3,188	

(2) 応急仮設住宅等の提供

県では、災害発生後、被災者の方に県営住宅等及び応急仮設住宅を次のように提供しました。

県内被災者等向け(災害救助法によらないもの)

災害発生後、直ちに住宅の確保にとりかかり、令和元年9月16日から県内全域の被災者を対象として、県営住宅 及び国家公務員宿舎を提供しました。(第33表参照)

第33表 県内被災者向け公営住宅等の提供状況(災害救助法によらないもの)

令和4年3月31 日現在

種別	提供戸数 (入居決定戸数) <当初入居戸数>	入居希望受付期間	入居開始	供与期間
県営住宅	72戸 (63戸) <6戸>(現在0戸)	(63戸)		最長1年間
国家公務員宿舎	千葉県内 63戸 (27戸) <3戸>	令和元年9月26日 ~令和2年8月31日	順次入居	取 区 「 午 山
計	165戸 (90戸) <9戸>			

県内被災者等向け(災害救助法による応急仮設住宅)

災害救助法が適用された県内の25市15町1村にて、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供しました。(第34表参照)

第34表 県内被災者向け応急仮設住宅の提供状況(災害救助法によるもの)

令和4年3月31日現在

種別	提供戸数	入居希望受付期間	入居開始	供与期間 (期限)
応急仮設住宅 (賃貸型)	災害救助法適用 25市15町1村 616戸	令和元年10月10日 ~令和2年8月 31日	10月10日 以降順次入居	入居から2年間
計	616戸			

(3) 災害復興住宅資金利子補給事業

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災から住宅の復興を促進するため、被災住宅に代わる住宅を新築、購入又は補修を行うために必要な資金を被災者等が金融機関から借り入れ、市町村が当該被災者等に対して利子補給を行う場合に、県は市町村に対してその利子補給額の一部を補助しています。

令和3年度末をもって新規申込受付を終了しました。

住宅課における台風通過からの対応経過

	日付	住七味にのける日風過過/	内容
令和	9月9日	台風第 15 号通過	県内 54 市町村、79,940 棟の住家に被害
元	9月12日	災害救助法適用発表(適用は9月9日から)	project control of the project of th
年度	9月12日	住宅金融支援機構の災害復興融資等の情報提供	災害協定に基づく情報提供を市町村宛て周知
		災害救助法適用市町村へ応急仮設住宅の要望有無	VCI 100/CTC 1 113 110/CTC 1 113 113 CT-37 1
	9月13日	の照会	
	9月16日	県営住宅等の無償提供受付開始	9月15日報道発表
	9月18日	住宅リフォーム事業者等を紹介するホームページ掲 載	ちば安心住宅リフォーム推進協議会、国交省の住まい再建事 業者検索サイト等の紹介
	9月20日	ちば安心住宅リフォーム推進協議会へ台風第 15 号の影響による住宅被害に関する相談窓口設置を依頼	
	9月24日	災害救助法適用市町村へ応急仮設住宅の要望有無 の照会	
	9月25日	ちば安心住宅リフォーム推進協議会による住宅被害 相談窓口の設置(初日は鋸南町に開設)	以降、計 15 市町村に開設 電話相談窓口は 10 月 4 日から受付
	9月27日	応急修理実施要領決定·市町村へ通知	9月25日付けの応急救助の実施に関する通知(県防災危機 管理部長から市町村宛て)を受け、実施要領を決定
	10月3日	応急修理及び応急住宅に関する市町村担当者説明 会実施	安房・君津郡市は個別に訪問して説明したため、他の市町村向け 成田土木・長生合庁の会議室で実施
	10 月 4 日 10 月 7 日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を 1 か月延長(防災政策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	10 月 8 日	応急修理の一部損壊への対象拡大に関する市町村 説明会実施	議後、中町村へ通知) 内閣府による説明(10月7日報道発表内容)
	10 月 8 日		消費税増税等に伴う限度額改定(10月1日付け)
	10月10日	賃貸型応急住宅の募集開始	10月9日報道発表
	10月10日	「住宅の被害を受けた方への支援策の周知等につい て」市町村へ通知	防災危機管理部長、健康福祉部長、県土整備部長の連名通知
	10 月 12 日	台風第19号通過	県内 29 市町村、6,627 棟の住家に被害
	10 月 17 日	応急修理の一部損壊への対象拡大に関する市町村 説明会実施	内閣府による説明(準半壊の判定方法等の説明)
	10 月 23 日	災害救助法告示改正	応急修理の一部損壊への対象拡大
	10月24日	(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会との打合 せ	修理の見積等を行う相談窓口設置等への協力要請、災害協定 の変更協議
	10 月 25 日	応急修理実施要領改定·市町村へ通知	告示改正による応急修理の一部損壊への対象拡大
	10 月 25 日	令和元年 10 月 25 日の大雨が発生	県内 26 市町村、4,816 棟の住家に被害
	10 月 25 日	市町村窓口応援職員向け説明会 (11月1日、8日 計3回開催)	補助金及び応急修理の受付窓口へ派遣される県職員向け説 明会(建築指導課主催)
	10 月 28 日	他県から安房郡市への応援職員向け説明会	南房総市役所で実施
	10 月 29 日	一部損壊に対する支援(補助金·応急修理)の受付開	準備ができた市町村から順次開始
	11 月 1 日	始 災害救助法適用市町村へ応急仮設住宅の要望有無 の照会	
	11 月 1 日	全木協の被災住宅応急修理事業登録説明会に参加	全木協の相談窓口事業に参加する事業者向け説明会 以降、数回開催
	11月6日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和2年3月31日まで延長(防災政策 課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	11 月 6 日	「災害時における木造の応急仮設住宅の建設等に関する協定書」変更協定締結	(一社)全国木造建設事業協会との災害協定に、被災した住宅 の修理に関する内容を追加
	11 月 7 日	(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会による被 災住宅工事相談窓口の設置	10月6日報道発表 電話及び市町村窓口(安房郡市)に設置
	11 月 13 日	全木協の千葉県被災住宅応急修理事業見積勉強会 に参加	全木協の相談窓口事業に参加する事業者による勉強会 以降、数回開催
	1月27日~	千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、郵便局、信組・ 信金協会、への協力要請	全木協の相談窓口の周知協力依頼 ポスター等の配付
	3 月 2 日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和2年9月30日まで延長(防災政策 課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)

∆ 1⊓		一部県営住宅の募集受付の終了についてホームペ	月受け党(46 団地 20 豆)について草集受けた物フ(中)) 期間。
令和 2	5月15日	一部宗昌任もの募集支付の終了にプロでホームへ ージに掲載	県営住宅(16 団地 30 戸)について募集受付を終了(申込期限: 5 月 25 日)
年度	6月30日	無償提供住宅の募集受付の終了について市町村へ通知	
	7 月 1 日	無償提供住宅の募集受付の終了についてホームペ ージに掲載	
	8月31日	令和元年台風15号等の被災者に対する無償提供住 宅の募集受付を終了	
	8月31日	令和元年台風15号等における賃貸型応急住宅の申 込受付を終了	
	9月24日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和2年12月31日まで延長(防災政 策課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	9月30日	ちば安心住宅リフォーム推進協議会による住宅被害 相談窓口を終了	
	12月24日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年3月31日まで延長(防災政策 課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	12月31日	(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会による被 災住宅工事相談窓口の終了	
	3月24日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年5月31日まで延長(防災政策 課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
令和 3	5月27日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年6月30日まで延長(防災政策 課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
年度	6月25日	災害救助法施行令第3条第2項による協議	応急修理実施期間を令和3年8月31日まで延長(防災政策 課から内閣府へ協議後、市町村へ通知)
	8月31日	応急修理完了	
	11 月 9 日	一般社団法人千葉県居住支援法人協議会による相 談窓口設置	応急住宅入居者からの今後の住まいに係る電話相談にワンストップで対応する相談窓口を設置、専門知識や実務経験を有する相談員が随時対応した。 個別訪問 27 件
	12月26日	住まいの確保に向けた講習会及び相談会開催(館山市)	相談者10名
	1月23日	住まいの確保に向けた講習会及び相談会開催(君津 市)	相談者5名

[「]一般社団法人千葉県居住支援法人協議会」は、住宅確保を必要とする方々への支援を行う団体として、県が指定した居住支援法人が、相互に情報を共有することで幅広い支援を連携して行っていくことを目的に設置された法人で、県が指定した24法人のうち、10法人が参加している。